

「地震災害時における避難所等の応急危険度判定に関する協定」 を建築専門家団体と締結します

仙台市は、地震災害時における避難所等の応急危険度判定*を円滑に実施するため、建築専門家団体と協定を締結します。この調印式を開催します。

- 1 日時 6月6日(金) 午前10時～
- 2 会場 市役所本庁舎3階 第一応接室
- 3 締結者 一般社団法人 宮城県建築士事務所協会
会長 栗原 憲昭(くりはら・のりあき)氏
宮城県建築士会 仙台支部
支部長 斎藤 善昭(さいとう・よしあき)氏
公益社団法人 日本建築家協会東北支部宮城地域会
宮城地域会長 鈴木 弘二(すずき・こうじ)氏
一般社団法人 仙台建設業協会
会長 河合 正広(かわい・まさひろ)氏
市長

4 次第

- (1) 出席者紹介
- (2) あいさつ(市長、一般社団法人 宮城県建築士事務所協会 会長)
- (3) 協定の概要説明
- (4) 調印

5 協定の骨子

- (1) 民間の応急危険度判定士による協力体制を確立します。
- (2) 震度6弱以上の地震災害が発生した場合に、建築専門家団体は仙台市から支援要請があったものとみなし、あらかじめ指定した避難所の判定を開始します。
- (3) 建築専門家団体と仙台市は、より円滑な判定活動の実施を図るため、建築専門家団体の判定活動を実施する体制の確立および双方の情報の共有化に努めます。

6 協定締結の経緯

地震発生時には、避難所は原則として施設管理者が安全確認の上、避難者の受け入れを行います。しかし、東日本大震災の際には、専門的な視点に基づく安全確認が求められ、本市の建築職職員があらためて確認しましたが、すべての避難所を確認するためには一定の時間を要しました。

この経験を踏まえ、民間の建築専門家の方々にご協力いただき、できる限り迅速に避難所の応急危険度判定を実施できるよう、応急危険度判定士の確保や、判定活動体制の確立を目的として、建築専門家団体との協定を締結することとなりました。

※応急危険度判定

人命にかかわる二次的災害を防止することを目的に、建築の専門家が地震により被災した建築物を直接調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や、外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること